

中野市介護保険事業事故等報告取扱要領

(趣旨)

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）、中野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年中野市条例第14号）、中野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年中野市条例第15号）、中野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年中野市条例第11号）、中野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年中野市条例第9号）、中野市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年中野市告示第63号）及び社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省通知老発第222001号）に基づき、介護保険指定事業所及び基準該当事業所（以下「事業所」という。）が介護サービスを提供中に事故等が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(報告の範囲)

第2条 事業所が市へ報告する事故等は、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合を含む。）
 - ア 「サービス提供中」とは、送迎中を含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。
 - イ 「死亡」とは、事故による死亡とし、病気による死亡は報告の対象外とする。
 - ウ 「負傷」とは、医師等の保険診療を要したものを報告対象とする。
- (2) 食中毒の発生が認められた場合
- (3) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合
 - ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類・2類・3類に加えて、レジオネラ症及び疥癬が生じた場合
 - イ 同一の感染症による又は同一の感染症と疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合
 - ウ 同一の感染症の患者又は同一の感染症と疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - エ イ及びウに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

- (4) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合
- (5) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合
- (6) その他、利用者の家族等から苦情が出ている場合

（報告の対象）

第3条 報告の対象は、市内に所在する事業所とする。

（報告手順）

第4条 事業所は、第2条に定める事故等が発生した時は、速やかに家族等及び当該利用者に係る介護支援専門員に連絡するとともに、市へ電話で報告（以下「第1報」という。）するものとする。

- 2 事業所は、第1報後5日以内に、介護保険事業事故等報告書により、市へ報告（以下「第2報」という。）するものとする。
- 3 事業所は、第2報後に、必要に応じて市から求められた資料がある場合は提出するものとする。
- 4 第2報後に利用者の容態が急変するなど、状況に変化が生じた場合や事故等の処理が長期化する場合は、必要に応じて随時追加報告するものとする。

（事故等の対応）

第5条 市は、事故等の報告を取りまとめ、事故等の防止に資するものとする。

- 2 市は、事業所からの事故等の報告に基づき、速やかに事故等の状況把握を行うとともに、事業所に対し、事故等の対応につき状況に応じて必要な調整・助言を行うものとする。
- 3 市は、事故等の内容について、必要に応じて長野県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。